

令和6年6月24日

## ケアマネジメントに係る現状・課題について 地域包括・在宅介護支援センターからの5つの提案

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

ケアマネジメントに係る諸課題に対し、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会や地域包括・在宅介護支援センターとして対応しうる視点を、5つ提案いたします。

これまで地域包括・在宅介護支援センターが担ってきた（期待されてきた）役割に加え、地域のさまざまな機関と連携し、ともによりよい地域づくりをめざしたいと思います。

### (1) 地域包括ケアシステムの中核機関として地域内の適切な機関と連携してきたノウハウを活かします

- ・ 地域包括支援センターが地域の中核機関として地域内の適切な機関と連携することにより、介護支援専門員の業務範囲や役割を超える対応、複合・複雑化した事例等にも対応していくことができます。
- ・ 例えば、成年後見制度利用促進の中核機関や重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者と連携することにより、地域包括支援センターが伴走的に介護支援専門員を支援します。

### (2) 介護支援専門員の理解・やりがい等を広めることに、私たち地域包括・在宅介護支援センターも積極的に関わります

- ・ 介護支援専門員の業務や役割を明確化するために、地域住民、関係機関、そして介護支援専門員自身の「介護支援専門員の理解（やりがい等も含めて）」を広めていく必要があります。
- ・ 地域包括支援センターは、各種の地域や関係機関との会議等（地域ケア会議や協議体、地域との会合等）を通じて周知・広報していくことができます。
- ・ 介護支援専門員のあるべき姿の明確化や共通認識の醸成を可能にしていくような取り組みや、介護支援専門員の魅力向上に、私たちも関わっていきたいと考えています。

### (3) 地域包括支援センターとの連携により、高齢者虐待等の権利侵害の防止にもつながります

- ・ 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会では人権尊重・尊厳保持の実現に向けた「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言」を行っています。高齢者虐待等の権利侵害の早期発見・対応につなげるため、「気づくことで、傷つけない未来」へ互いに連携をしていくことが重要です。
- ・ 介護者支援を介護支援専門員で抱え込まず、地域包括支援センターと連携して対応していく連携型の介護者支援を実践することが高齢者虐待等の権利侵害の防止につながると考えます。

#### (4) 地域で必要とされる研修機会・視点を地域とともに共有できます

- ・ 都道府県・市町村単位で行われている事例検討会やスキルアップ研修などの情報提供の強化が必要です。
- ・ ケアマネジメントの質を高める取り組みは、各地で行われており、地域包括支援センターでも事例検討会や研修会などを開催することも可能であり、他機関より多数の研修案内等の情報も入ります。地域包括支援センターは地域の状況やニーズ等に応じて、多機関連携を通じて、地域を支える人材育成の取り組みを進めていきます。

#### (5) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員だからこそできる、地域づくり

- ・ 地域包括支援センターの主任介護支援専門員は介護支援専門員へのスーパービジョンだけではなく、地域全体の体制整備や連携促進など、地域支援事業に基づく役割や業務を果たしています。
- ・ 従来の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を強化し、以上の取組を地域包括支援センターにおいて中心的に担うことが、今後、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に求められる役割になると考えます。

ケースの重度化・複雑化・困難化防止や早期の権利侵害防止のための予防的対応（専門職の抱え込み防止、見守りという名の放置防止等）に、地域包括支援センターは従前の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を強化して取り組むことが使命だと考えます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に伴う「地域包括支援センターの体制整備」に係る制度改正は、まだ現場が実感できる負担軽減にまではつながっていませんが、今後徐々にその成果が示されるものと承知しています。厚生労働省には、今後さらに都道府県や市区町村への周知徹底を図っていただき、地域包括・在宅介護支援センターの現場で働く職員が負担の軽減を実感できるようになることを希望します。それによって、本検討会の論点となっているケアマネジメントに係る現状・課題に対し、地域包括・在宅介護支援センターはさらなる貢献ができるものと考えています。